交通環境と社会情勢

- 〇南北に東北自動車道・国道4号・新4号国道,東西に国道123号線,大谷街道が通り日光街道等7路線が放射線状に通る。また,市西部(大谷地区)においては、スマートインターチェンジの整備を進めている。
- OLRTの開業(令和4年3月)やバス路線の再編など、公共交通ネットワークの充実や公共交通の利用促進に取り組んでいる。
- 〇免許保有人口,総車両保有台数は微増している。
- 〇自転車走行空間の整備を進めている。
- 〇進展著しい ICT をまちづくりに取り入れるスマートシティの取組を推進している。
- 〇保育施設周辺の交通安全対策を強化する「キッズゾーン」を設定している。

【国の動き

- 〇道路交通法を改正し,高齢運転者対策として,違反高齢者への運転技能検査義務化やサポカー限定免許制度創設を予定している。
- 〇高齢運転者の事故防止対策として,サポカー車両,ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入に係る補助を実施している。
- 〇国の「第11次交通安全基本計画」においては、先端技術の積極的活用等が横断的に重要な事項とされたほか、 新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、柔軟に対応することなどが明記された。
- 〇エビデンスを用いて政策課題を明確化するとともに政策立案に活用し、政策効果の向上や効率的・効果的な政策 運営を進めるため、EBPMの推進が求められている。
- ※ EBPM・・・エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案。 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすること。

本市の交通事故等の現状

〔交通事故発生状況〕

〇発生件数, 死者数, 負傷者数は減少傾向にある。

〔年代別〕

- ○中学生の 70.3%, 高校生の 79.2%が「自転車乗車中」の 事故である。
- ○交通事故全体に占める高齢者の割合は増加傾向にある。(H27,30,0%⇒R1,34,3%)図1
- ○第一当事者の世代別では,高齢者が占める割合が増加傾向にある。(H27,19.3%⇒R1,23.5%)
- 〇全体の死亡事故のうち高齢者が52.7%を占める。(H27~R1)

〔事故類型・状態別〕

- ○<u>交通事故全体に占める自転車事故の割合は高まっている。</u> (H27,21.2%⇒R1,29.0%)図2
- ○世代別で人口当たりの自転車事故当事者数を比較すると、 高校生が突出して多い。図3

〔救助・救急活動,被害者支援〕

- 〇救急救命士を計画的に養成するとともに、応急手当講習会を 実施することなどにより、<u>救助・救急対策の推進</u>を図っている。
- 〇関係機関と連携し、被害者支援に関する周知を行うことなど により、被害者支援の推進を図っている。

図1事故全体に占める高齢者の割合(推移) 600 608 530 482 483 506 32.0% 400 30.0% 30.5% 31.1% 29.0% 100 0 H27 H28 H29 H30 R1





市民の意識等

- ○交通ルール遵守の状況が「悪い」「少し悪い」と感じる人の割合は72.5%である。
- 〇自転車保険に「加入している」割合は45.4%で、加入率は増加している。
- 〇自転車ヘルメットを「所有している」割合は8.9%で、そのうち「着用している」割合は34.5%である。

第10次計画の実績評価

【計画目標の達成状況】			※ 値は暦年	
指標名	現状値	目標値	実績値	
交通事故 死者数	14人 (平成27年)	10人以下 (令和2年)	11 人 (令和元年)	
交通事故 負傷者数	2,467人 (平成27年)	1,900人以下 (令和2年)	1,796 人 (令和元年)	
交通事故	2,028件	1,600件以下	1,474 件	

【計画の評価】

発生件数

○交通事故発生件数,負傷者数は目標に達し,死者数について も9割超達成。また,計画期間中にいずれの指標も過去最小 値を記録するなど,一定の効果を上げているといえる。

(令和2年)

(令和元年)

交通事故のない社会の実現に向けた課題

国の交通安全基本計画等を踏まえて課題を分類

ICTを活用した 施策の効果の最大化

(1)交通安全思想の普及徹底

(平成27年)

○交通事故を減少させるためには、<u>ICTの活用を含めた</u> <u>各年代の特性に応じた交通安全教育や地域等における交通安全活動</u>を通して、市民一人ひとりの交通安全意識の 高揚を図る必要がある。特に、<u>自転車や高齢者、高校生</u> に関する対策や、新たな公共交通<u>LRTに係る交通安全</u> 教育を推進する必要がある。

(2)道路交通環境の整備

○道路の安全性を高めるためには、交通事故データや<u>走行</u> データ等の分析を踏まえた交通安全対策に取り組んでい く必要がある。また、歩行者・自転車の通行空間の整備 や車の運転に不安を感じている高齢者など誰もが利用で きる<u>LRTをはじめとする公共交通の整備</u>を引き続き推 進していく必要がある。

(3)救助・救急活動の充実

○交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にと どめる救急活動の維持向上を図っていくためには、引き 続き<u>救助救急体制を充実</u>させていく必要がある。

(4)被害者支援の充実と推進

○交通事故被害者等を支援していくためには、県や犯罪被害者等を支援する団体との連携を強化し、<u>被害者支援</u>を推進していく必要がある。

交通安全施策の推進

的

取り

組

む

視

点

〔子どもや高校生

高齢

者

自転車

利用

横

的

手

法

I

C

T の

活

用

I 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

- (1)各年代の特性に応じた段階的及び体系的な 交通安全教育の推進
- (2) L R T の交通ルールに係る交通安全教育・ 周知啓発の推進【新設】
- (3)自転車利用者への交通安全教育・周知啓発 の推進
- (4)地域等と連携した交通安全運動や交通事故 防止活動の推進
- (5)交通安全広報啓発活動の推進
- (6)交通安全に関する団体・企業等の主体的活動の促進

Ⅱ 地域と連携した道路交通環境の整備

- (1)事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策の推進
- (2)人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (3)自転車利用環境の総合的整備
- (4)交通安全に配慮した道路交通環境の整備
- (5) LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備【新設】

Ⅲ 救助・救急対策の推進

- (1) 救助・救急体制等の推進
- (2) 応急手当の普及啓発活動の推進

Ⅳ 被害者支援の推進

(1)関係機関と連携した被害者支援の推進

計画の推進に向けて

(1)庁内の推進体制

○関係部局との情報共有・意見交換など連携強化

(2) 庁外の推進体制

- 〇関係機関との連携協力のもと, 交通安全施策を展開
- ○宇都宮市交通安全審議会において、計画の成果指標等の進捗状況 等を報告・意見聴取

別施策等と活動指標